

食品衛生法改正のお知らせ

食品衛生法が改正され、HACCP に沿った衛生管理の制度化に続いて、営業許可制度の見直しなどが行われ、令和3年6月から手続きが必要になる場合があります。

ここが変わります！

① 営業許可制度の見直し

営業許可制度の見直しにより業種が変わり、申請手続きが必要となります。

② 営業届出制度の創設

営業届出制度が創設され、新たに届出の手続きが必要となる場合があります。

③ 食品衛生責任者の設置対象施設の拡大

原則として、全ての施設に食品衛生責任者を設置する必要があります。

(改正食品衛生法に基づく営業許可施設、営業届出施設)

現行

【法許可業種】 ◆製造業、販売業、飲食業等(34業種)
【福井県食品衛生条例許可・登録業種】 ◆製造業・加工業(許可:2業種) 魚介類行商(登録:1業種)
【許可・登録業種以外】 ◆給食施設を除き届出等は不要



改正後

【法許可業種】 ◆製造業、調理業、加工を伴う販売業等に再編(32業種)	(義務) HACCP に沿った衛生管理 食品衛生責任者の設置 ※
【法届出業種】 ◆温度管理等が必要な包装食品の販売業、冷凍冷蔵倉庫業等	
【法許可・届出対象外】 ◆常温で保存可能な包装食品のみの販売等	

※食品衛生責任者は、HACCPに沿った衛生管理などを行う、食品衛生上の管理運営にあたる人のことです。

食品衛生責任者になるための要件は、次のとおりです。

- ・調理師、製菓衛生師、栄養士等、一定の資格を有する者
- ・食品衛生責任者養成講習会を受講した者

法改正について詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

[厚生労働省 食品衛生法改正](#)

検索

問い合わせ先

福井市保健所 生活衛生室 福井市西木田2丁目8-8 TEL:0776(33)5183



◇営業許可・届出の業種区分の主な変更点の主な変更点は次のとおりです。

従来の食品衛生法等の業種区分	食品衛生法に基づく許可			福井県食品衛生条例に基づく許可・登録		許可・登録業種以外	
	喫茶店営業(一部) あん類製造業 みそ製造業 しょうゆ製造業 マーガリンショートニング製造業 魚肉ねり製品製造業 食品の冷凍又は冷蔵業 乳酸菌飲料製造業 ソース類製造業(一部) 缶詰又は瓶詰食品製造業 食品の小分けを行う製造業(一部)	左記以外の許可業種 飲食店営業(一部) 菓子製造業 アイスクリーム類製造業 食肉処理業 食肉販売業 魚介類販売業 魚介類競り売り営業 酒類製造業 豆腐製造業 麺類製造業 そうざい製造業 等	乳類販売業 氷雪販売業 食品の冷凍又は冷蔵業 (冷凍食品製造業以外) 食肉販売業(包装食肉) 魚介類販売業(包装魚介類) ソース類製造業(一部) 缶詰又は瓶詰食品製造業(一部) 飲食店営業の自動販売機(一部) 喫茶店営業の自動販売機(一部) 等	【許可業種】 魚介類加工業 漬物製造業	【登録業種】 魚介類行商	食品製造加工業のうち、 液卵製造業 密封包装食品製造業に あたる営業	野菜又は果物の販売業 簡易な農作物の加工業 等
改正食品衛生法の業種区分	許可	それぞれ新たな業種に統合されますが、現在の許可期限までは、そのまま営業が可能です。	業種の変更はありません。	新たに法許可業種に変更されますので、営業許可の申請が必要です。※①	新たに法許可業種に変更されますので、営業許可の申請が必要です。※①	新たに営業の届出が必要です。※②	
	届出		許可業種から届出業種に移行されます。(自動的に移行されるので手続きは不要です。)				届出対象外 食品又は添加物の輸入業 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業(ただし、冷凍冷蔵倉庫業は除く。) 常温で長期間保存しても食品衛生上の危害の発生の恐れがない包装食品の販売業 器具容器包装の製造業 器具容器包装の輸入又は販売業

◇営業許可業種はどんな見直しをしたの？

- ・食中毒等のリスクや、規格基準の有無、過去の食中毒の発生状況を踏まえて、許可業種が再編されました。
 - 漬物製造業、水産製品製造業、液卵製造業等を新たな法許可業種として設定
 - 現行の許可業種のうち、食中毒等のリスクが低いと考えられる一部の法許可業種は届出の対象へ(例:乳類販売業、氷雪販売業、食肉販売業(一部)、魚介類販売業(一部))
- ・原則、1施設1許可となるように、1つの許可業種で取り扱える食品の範囲が拡大されました。
 - 例:菓子製造業を取得している施設が調理パンを製造する場合
【現在】菓子製造業と飲食店営業 → 【改正後】菓子製造業(飲食店営業の許可は不要)
 - 例:弁当と惣菜をあらかじめ製造し、卸し販売する場合
【現在】飲食店営業とそうざい製造業 → 【改正後】そうざい製造業(飲食店営業の許可は不要)

◇いつまでに手続きが必要？

- ※① 新たに許可業種に変更され、営業許可の申請が必要な場合
令和3年6月1日から申請を行い、令和6年5月31日までに許可を取得してください。(3年以内)
 - ※② 新たに営業の届出をする場合
令和3年6月1日から令和3年11月30日までに営業の届出を行ってください。(6ヶ月以内)
- 現在、食品衛生法に基づく営業許可をお持ちの方は、その許可の有効期限までに新たな許可を取得してください。

◇営業届出制度創設に伴う主な変更点は？

HACCP に沿った衛生管理を導入する必要があり、食品衛生責任者の設置も必要となります。

HACCP についてはこちらをご覧ください。

[福井市 HACCP \(ハサップ\) に沿った衛生管理](#)

[検索](#)